

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成28年6月20日（月）午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地 覺君
委員	阿多己清君	委員	木野田 誠君
委員	中馬幹雄君	委員	有村隆志君
委員	植山利博君	委員	塩井川幸生君
委員	蔵原 勇君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

商工観光部長	池田洋一君	商工振興課長	谷口隆幸君
商工振興課 企業振興室長)	住吉謙治君	商工振興課主幹兼 商工観光政策G長)	野崎勇一君
商工振興課 企業振興室サブリーダー)	徳永健治君		

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第51号 霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前10時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る6月14日の本会議で本委員会に付託になりました、議案1件の審査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[[異議なし]という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第51号、霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

議案第51号、霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第51号、霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定ということで御提案いたしております。この件につきましては、国の地域再生法の改正に伴いまして新しく制定しようとするものでございます。詳しくは、商工振興課長が説明いたします。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

議案第51号、霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定につきまして、概要を御説明いたします。資料は、議案の6ページから8ページになります。また、関連して霧島市税条例の一部改正を伴いますことから、一部改正条例新旧対照表の4ページも併せてご覧ください。平成27年6月の地域再生法の一部改正によりまして、企業の本社機能の移転・拡充に対する税の特例措置が導入されたところであります。これを受けまして、鹿児島県が県内市町村の協力を得て、同法に基づく地域再生計画を策定したところであります。この計画に基づき、本社機能の移転・拡充を行う事業者は、鹿児島県に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の申請を行い、認定を受けることで、課税の優遇措置を受けることができます。これを踏まえて、本市では、本市の地方活力向上地域であります都市計画用途地域や工業団地等の一部において、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者に対して、固定資産税の不均一課税を行うため、本条例を制定しようとするものでございます。なお、施行期日は公布の日からとなっております。以上が議案第51号霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についての概要になります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（阿多己清君）

地域再生法に基づく認定地域再生計画と概要で説明を頂いているんですけど、具体的にはここからは分かりませんか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

この地域再生法によりまして地域再生計画の認定制度というのがございます。これで都道府県は、鹿児島県単独あるいは県内の市町村と共同しまして、この地方再生基本方針というのを国が出しているんですけども、これに基づいて内閣府令で定めることによりまして、この地域再生を図るための計画というものを作成して、内閣総理大臣の認定を申請するというようなものでございます。鹿児島県におきましては、鹿児島県と県内41の市町村で共同で地域再生計画、これを具体的な名称

で言いますと、鹿児島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画と。これを略して鹿児島県の地域再生計画ということになるんですけども、これを作成いたしましたして、今年の3月15日付けで国の認定を受けております。この地域再生計画には何が載っているかと言いますと、計画の名称それから作成主体、鹿児島県です。そして地域再生計画の区域です。県内41市町村のどこをその区域にしているのか、全域なんですけれど。それから地域再生計画の目標を掲げております。就労機会の創出ということで80人の雇用を見ておりますし、それから移転型の事業に7件、そして拡充型の事業に7件の計画をしておりまして、この計画期間というのが国の認定を受けました今年の3月15日から平成32年3月31日までということになっておりまして、そういった計画ということでありませ

○委員（阿多己清君）

説明を頂いた中で、移転の事業が7件、拡充が7件と言われたんですけども、これは本市のということで理解していいですか。もし良かったら、ちょっと内容を教えてください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

先ほど、計画を県が作りましたということで御説明をしたかと思うんですけども、その計画の中で、県が41市町村の中で区域を決めまして、どれぐらいこれの事業に載せて、どれぐらいの雇用が生まれるのかとか、そういう計画を作ったものでありまして、先ほどの数字につきましては県の計画ということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

市も含まれているかという質問だったと思うんですが。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

この計画の中には本市の部分も含まれております。7件が入っております。

○委員（阿多己清君）

その事業と言いましょうか。もうちょっと詳しい事業というか本市に絡む部分、そういうのが分かれば教えていただきたい。具体は分からないでしょうか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

先ほどの説明の要旨の中で、特定業務施設というのが出てきたかと思えます。下から7行目、工業団地等の一部において、特定業務施設をと、この特定業務施設というのは何かと言いますと、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれを有する事務所又は研究所若しくは研修所であって、重要な役割を担う事業所であり工場及び当該地域に管轄する営業所等は含まれませんというふうなものでございます。

○委員（植山利博君）

今の説明を聞いておりますと、最初説明があった本社機能の移転ということが条件であるという理解でいいですか。要するに工場とか単なる倉庫とか流通の拠点というのではなくて、いわゆる企画とか研究とかそういうものの本社機能を移転したときにのみ、固定資産税の減免をすることによ

って、都市部から地方に本社機能を移転させるため、それを促進するための法整備だという理解でよろしいですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今、委員が言われるとおりになんですけれども、例えば本社機能と工場をこっちのほうに持ってきた場合も想定されますので、その場合はその区域を絞って、この部分はこの条例に基づいて減免しますよと。もし別な工場であれば、霧島市の別の開発促進条例で減免しますよと、二つのパターンが出てくるのが予想されるのかなというふうに考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

これまでも固定資産税の減免というのは、土地を取得して稼働するまでは、当分の間、減免をするというような制度があったというふうに思うわけなんですけれども、今回の場合も3年が限度だということでもありますので、いかに本社機能を移しても、その減免がずっと続くのではないですよと。最大3年までですよという理解でよろしいですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

条例で定めているとおり、3年限定の不均一課税ということになります。

○委員（植山利博君）

この法整備によって、本社機能を都市部から地方へ鹿児島県なり霧島市なりに移すインセンティブを作るための政策だというふうに思うんですけれども、これは平成32年度までがこの対象になるという時限立法という理解でよろしいですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

本社機能の移転あるいは拡充を行う事業者については、この整備計画を県のほうに出すんですけれども、県に申請を出して平成30年3月31日までに認定を受けた者という条件でございます。県の計画期間は平成32年3月31日まででございますけれども、事業所が認定を受けるのが平成30年3月31日までということでございます。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

付け加えさせていただきたいと思います。先ほど、平成32年3月31日までの計画期間ですよということなんですけれども、今までこういう計画を作って、いろいろ固定資産税の減免等をしているものもあるんですけれども、恐らく、そのときになったときには、また計画が延びる可能性があるのかなということでございます。

○委員（植山利博君）

県の計画では移転が7件、拡充が7件ということなんですけれども、それは地域もある一定は限定されているという理解でいいですか。先ほどは用途地域であるということと、それから工業団地等であるということの二つが条件というふうに説明があったんですけれども、そういうところ以外、私が聴きたいのは、霧島市だけで県の移転が7件、拡充が7件というのを、極端なことを言えば、全部、霧島市だけで受けるような可能性もあるわけですか。その辺のところについてはどうなんです

か。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

私のほうの説明不足があったかと思うんですけども、先ほどの7件というのは、あくまでも県のほうが目標を立てたのが7件でありまして、実際、先ほど申し上げましたとおり、特定業務施設はなかなか厳しい状況にはあるのかなと。県のほうも全体で7件ですので、極端に言えば、各地域というか鹿児島地域とか薩摩川内地域とか、そこに大体1件ずつぐらいで今計画を立てておりますので、なかなか厳しい状況にあるのかなというふうに考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

移転というのは分かりやすいと思うんです。全くないものが移ってくる。拡充というのはどういう意味。例えば、今すでに京セラなら京セラが立地をしていると。京セラの場合は本社機能を京セラ国分工場が持っているという理解をしているわけですけども、これを拡充となった場合には、どの程度の規模の若しくはどういう制限があるか説明いただけますか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

まず、移転型事業なんですけれども、あくまでも東京23区に本社があってということになります。それを地方に移してきた場合が移転型なんです。そして拡充がというのは、例えばすでに霧島市に本社機能があって、そこに拡充をする。本社を増築するとか、そういった事業になります。それから東京23区以外から霧島市のほうに移転をするという場合も拡充型という位置付けになっております。それで特定業務施設は、特別償却設備という言葉が出てきますけれども、家屋、構築物そして機械及び装置です。その取得額の合計額が3,800万円以上。中小企業者によりますと1,900万円以上というのが条件になっているということでございます。

○委員（阿多己清君）

企業立地のための固定資産税の課税免除及び不均一課税を規定する条例として、本条例を追加とあるんですけども、今回の条例は、当然、不均一課税のみということになるんですけども、この課税免除というのは、この事業には対象にならない部分ということによろしいでしょうか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

実際、この不均一課税を行った場合に、その減収に対して地方交付税による補てん措置というのが講じられておりまして、これを減免にしてしまうと、その対象から外れるということになっております。

○委員（植山利博君）

これまで、課税の減免若しくは不均一課税が行われている対象と言いますか、幾つかあろうかと思うんですけども、若干説明していただけますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

固定資産税の課税免除に係る条例等について、まず説明をさせていただきたいと思います。これは本市独自の免除措置なんですけれども、霧島市工業開発促進条例というのがありまして、これは

製造業とか物流業、あと試験・研究施設に対しての独自の課税免除があります。それと過疎地域の部分につきましても、これは交付税措置の対象になる条例でございますけれども、これにつきましても、製造業とか旅館業とかコールセンター等を対象にしまして、減免を行っているところでございます。あと企業立地促進法というのものもあるんですけれども、これについても、今、交付税措置が行われまして、減免を行っているところでございます。件数につきましては、後ほどお示しさせていただきますと思います。

○商工観光部長（池田洋一君）

今、課長のほうから説明がありましたけれども、いろいろな種類の減免、不均一課税というものがございます。そういう中で、霧島市全体を減免する分については、先ほどありました霧島市工業開発促進条例、これは全域をしておりますけれども、過疎法であれば過疎地域ですとか。そしてその中に先ほどもありましたような形で、交付税措置があるものないものと。そこで我々も有利な部分で減免を会社のほうにしてあげると。どれが一番いいのかというのを選択する部分で、今回、新たな不均一課税制度というものを設けまして、そのケースケースでいかに一般財源を持ち出さないうで、ある程度は減免ができるのか、どうしても一般財源でこれは減免をせざるを得ないとか、いろいろなものがございますので、今回は、その中の一つのもので条例制定を行うというのが主でございます。

○企業振興室サブリーダー（徳永健治君）

今までの課税免除の状況について付け加えたいと思います。まず、平成27年度の課税免除の状況ですが、全体で7件ございました。独自の分の霧島市工業開発促進条例の適用分が6件の約1億3,670万円の減免です。あと1件は、企業立地促進法による適用分ということで、昨年初めて受けたものが1件ありまして1,940万円ということで、合計1億5,610万円ということでございます。これまで合併してからの平成17年度から平成27年度までの課税免除額でいきますと、全体で158件ありまして、今は無くなっている農村地域工業等導入促進法の適用分もいれてありますが、それぞれお示ししますと、今の平成27年度分も入れまして、工業開発促進条例の適用分が104件、約24億1,920万円です。農工法適用分が21件。約4,700万円。あと過疎法の適用分が32件、1億8,600万円。企業立地促進法が先ほど申しましたが、1件の1,940万円の合計約26億7,160万円でございます。

○委員（植山利博君）

今回のこの条例整備に伴って、減収の部分は立地をして不均一課税しますよね。不均一課税をすれば減収になるわけですがけれども、その分は交付税措置をされるものだと。だから、実質的には減収にはならないという理解でよろしいですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

先ほど3年間という形で説明したかと思うんですけれども、国のほうも減収補てんの部分につきまして、一年目、二年目、三年目ということで、一年目は10分の1が課税で10分の9が市の負担になるかと思うんですけれど、それについては約75%が交付税措置され、2年目が3分の2それと3

年目が3分の1になっておりますので、全てをとというわけではございません。

○委員（植山利博君）

もう1回、確認させてもらいます。先ほど工業促進とか過疎とか例を出されました。合併してから約26億円ということだったんですが、約26億円の減収につながるわけでしょうけれども、これを補てんされた部分はどれぐらいあるのか、数字をつかんでいらっしゃいますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今、手元に資料を持っておりません。後ほど示させていただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

いずれにしても、この約26億円まるまる減収になったということではないわけですよね。そこだけ確認させてください。この分について、国が補てんする交付税措置するそういう部分はあるという理解でよろしいですよね。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

そういうことでございます。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時23分」

「再開 午前10時25分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員（蔵原 勇君）

1点だけなんですけれど、この本社機能の移転・拡充なんですけど、本市にこれに該当する企業と申しましょうか、今の説明の中では、これに基づいた課税の優遇措置を取れるわけなんですけれども、概ねどのくらいあるのでしょうか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

本市の誘致企業の対象業種というのが、製造業、ソフトウェア業、情報関連産業なんですけれど、あと物流業、郵便業、農産物を人口的に造るという施設ということなんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、研究施設とか情報施設の部分であれば、本市のほうの企業誘致の対象業種になるんですけれども、本社機能であれば、今のところ、本市の誘致企業の対象業種ではございませんので、なかなか厳しい部分もあるのかなど。先日も新聞に載っていましたが、やはり1割程度しかそういう考えはないというような形で、県のほうもそういうことを考慮しまして、計画も少なめにしているんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

昨年、お陰様で日本郵政と立地協定なれたされたところが、今後どんどん工場ができると思うんですけれど、流通センターですね。これらを想定したものも含まれていくのでしょうか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今、いろいろと日本郵便さんと日本郵便輸送さんのほうと話をさせていただいているんですけども、今のところは、そのの部分については、計画みたいなところはないということでございます。

○委員（有村隆志君）

確認になりますけれども、この条例の制定というのは、あくまでも東京からこちらのほうに地方創生の流れの一環として、出してきたという理解でよろしいですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

今、東京のほうに過度に集中している本社機能というものを、地方のほうに移転して、移転した場合には、その企業の地域拠点を強化していこうというようなものでございますけれども、これは移転型の事業と拡充型の事業の二つございますので、あくまでも東京23区だけを対象にしているものではないということでございます。

○委員（有村隆志君）

そうじゃないということで、そうした場合に、これは日本全国で似たような形でやっていくわけですね。そうした中で、当然これをもって東京に行っていくというような、これに対する予算と言いますか、旅費も掛かってくるでしょうが、そういうのではなく、これはもう待ちの体制のものなのか、それとも県が積極的にやるのか、そこら辺の動きはどうなんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

私どものほうも、今の企業誘致の関係で企業訪問をさせていただくんですけども、その中でいろいろ話をさせていただきながら、こちらのほうに誘致をできたらなというふうに考えているところでございます。

○委員（有村隆志君）

県の動きはどうなんですか。それは各市町村がやりなさいよということですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

企業誘致につきましては、やはり市の単独で動く場合もあるし、県と情報交換しながら進める場合もございますので、この場合もケースバイケースで県のほうと一緒に動いていたり、市の単独で動いたりするようなことになるかと思えます。

○委員（有村隆志君）

他県の動きというのはお分かりですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

他県の動きにつきましては、福岡県が先駆的にやっているというふうに聞いてはいるんですけども、他の情報については入ってきていないというような状況でございます。

○委員（有村隆志君）

何が言いたいかという、せっかくこういうものができても、働く場所がないということは幾らやっても人は増えないわけですので、今後、これを生かしていくという。この中に予算が付いてき

てないので、そこら辺もあったほうが良かったのかなということで、私はもうちょっと本腰を入れてやったほうがいいんじゃないかということで、ちょっと提案させていただきます。

○商工観光部長（池田洋一君）

私どもも企業誘致を担当するほうですけれども、他県も含めて県内も企業誘致というのは競争しております。ですから水面下で動く場合もいろいろあるし、それと企業誘致のほうに関しましては、予算的な旅費とかそういうのは当然含んでございますので、その辺を活用しながら、今回のこの条例制定についても、いろいろな企業を訪問した際に、こういうことを説明しながら、今言われたような形で、少しでも霧島市に企業を持ってくるという努力をしてみたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○企業振興室長（住吉謙治君）

この支援措置というのは、県に計画を出して県の認定を受けると、国でいうところで行くとオフィス減税であるとか、鹿児島県で行くと不動産取得税とか事業税の減免もあるともいうような制度になりますので、霧島市だけの独自のものではないということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第51号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時33分」

「再開 午後11時35分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入ります。議案第51号、霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第51号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第51号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時36分」

「再開 午前11時04分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

4月に発生した熊本地震によって、本市の観光産業に多くの影響を与え、ひいては特産品の販売にも大きな影響を及ぼしているというふうに聞いているわけですが、その実態がどの程度のものであるのか調査して、今後の対策になりを検討する必要があるのではないかと。そういうことで、本市の観光協会・特産品協会の方々から意見聴取をするという所管事務調査をしたらどうかというふうに提案をしたいと思います

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、今意見のありました、熊本震災後の本市における観光協会あるいは特産品協会へどのような影響があったのかという影響調査と、その他として産業建設常任委員会の所管事務所も一緒に提出したいと思いますがよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。次に、その他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午前11時06分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長 池田 綱雄